

平成26年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表及び
第1期中期目標期間終了時の積立金の第2期中期目標期間への繰越に係る
知事の承認に関する評価委員会意見について（案）

I 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

1 法的根拠

地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後3ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、同第3項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

2 評価委員会の意見

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性等について、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会としては「特に意見なし」との結論とする。

II 第1期中期目標期間終了時の積立金の第2期中期目標期間への繰越に係る知事の承認に関する意見について

1 法的根拠

地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、法人から知事に対して申請のあった繰越額について、同第5項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

2 繰越に係る法人からの承認申請額

1,630,674,049円

○上記金額を財源に充てる業務として第2期中期計画で定めた内容

- ・施設整備等整備事業
- ・道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する研究・知的財産・技術支援・外部機関との連携強化に係る業務及びその附帯業務

3 知事の承認案

法人の申請額に同じ

4 評価委員会の意見

繰越積立金の承認について、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会としては、「特に意見なし」との結論とする。